

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成31年2月21日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

（平成30年11月1日～11月30日受理分。記載順序は五十音順。）

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
宇佐美正隆	宇佐美正隆後援会	平成30年11月6日